千葉県における平成27年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査について

平 成 27 年 3 月 27 日 千葉県農林水産部農地・農村振興課

平成27年3月20日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生産第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質のモニタリング検査を実施する。

1 イノシシ肉

(1) 出荷制限

イノシシ肉については、平成24年11月5日付けで、原子力災害対策 本部長から全県を対象とする出荷制限の指示がなされている。

(2) 出荷制限の一部解除

平成25年1月18日付けで4施設(鴨川市を除く)の一部解除の指示があり、さらに、7月19日付けで鴨川市の施設についても追加が認められ、県の「出荷・検査方針」に基づき管理されている処理加工施設で処理されたイノシシ肉のみが出荷可能となっているが、それ以外のものについては、引き続き出荷を差し控えることとなっている。

(3) 出荷制限が解除されている県内処理加工施設

5 施設 (大多喜町1 施設、勝浦市1 施設、君津市2 施設、鴨川市1 施設)

- 2 シカ肉
- (1) 検査対象施設

4 施設 (勝浦市 1 施設、君津市 2 施設、鴨川市 1 施設)

(2) 検査頻度及び検体数

検査対象施設ごとに四半期に1検体

千葉県におけるイノシシ肉検査体制



